

令和4年7月15日

お客さま 各位

巻信用組合

相続発生時のカードローンのお取り扱いについて(お知らせ)

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、カードローンによるお借入のあるお客さまが死亡された場合には、死亡された日を返済期限日として一括返済いただく約定（お客さまとのご契約）としておりましたが、今般、この取り扱いを改め、一括してのご返済は相続人に求めないことといたしました。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）が、一括返済の事由に該当した場合のお取り扱いに変更はございません。

つきましては、カードローン債務をご相続されたお客さまにおかれましては、ご返済など相続後のお手続きにつきましてお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上